

青梅市内部統制推進本部設置要綱

1 設置

青梅市における内部統制を推進するため、青梅市内部統制推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部統制の取組方針に関すること。
- (2) 内部統制の体制整備および運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、内部統制の推進に関し青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。

3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長および教育長
- (3) 委員 青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

4 本部長の職務および代理

- (1) 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の定める順位により副本部長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 庁内推進会議

本部に、庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- (1) 推進会議は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 会長 総務部長

イ 副会長 企画部長

ウ 委員 財政課長、DX推進課長、情報システム課長、検査担当主幹、総務契約課長、文書法制課長、法務担当主幹、職員課長および会計課長

- (2) 前号に定める者のほか、会長は、必要と認める者を臨時委員として推進会議に出席させることができる。
- (3) 推進会議は、内部統制の推進について本部に付議する事案および本部で決定した事項の実施に関し必要な事項を協議する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

7 庶務

本部の庶務は、文書法制担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は本部長が定める。

9 実施期日

この要綱は、令和6年12月24日から実施する。